

## 参 考 資 料

### 1. 堺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該調査審議が終了したときに、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員(議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる子ども・子育て会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## 2. 堺市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席した委員(議事に関係のある特別委員を含む。)の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び特別委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第4条 子ども・子育て会議の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 条例第7条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

### 3. 堺市子ども・子育て会議委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職等
青谷 幸浩	堺市議会議員
池尾 弘久	特定非営利活動法人 さかい民間教育保育施設連盟 会長
石田 和孝	堺市私立幼稚園連合会 会長
伊吹 肇	堺市民生委員児童委員連合会 理事
大江 千佳	堺法律事務所 弁護士
太田 佳世	堺市PTA協議会 理事
奥村 仁美	特定非営利活動法人 SAKAI子育てトライアングル 代表理事
勝山 孝	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会 副理事長
澤本 美奈子	堺市青少年指導員連絡協議会 副会長
白本 忠史	堺市人権教育推進協議会 副会長
田中 清恵	公募委員
飛石 隆男	堺市こども会育成協議会 会長
長尾 永子	公募委員
○中島 尚美	大阪市立大学大学院 特任准教授
仲野 みさ子	堺市立野田小学校 校長
平野 祐子	堺市女性団体協議会 運営委員
◎山縣 文治	関西大学 教授

※令和2年3月1日現在

※◎は会長、○は職務代理者

#### 4. 堺市子ども・子育て会議開催経過

	日 時	内 容
平成 30 年度 第 1 回会議	8 月 24 日(金) 午前 10 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について</li> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
平成 30 年度 第 2 回会議	11 月 21 日(水) 午前 10 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について</li> </ul>
平成 30 年度 第 3 回会議	平成 31 年 3 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育 量の見込み及び確保方策の実績について</li> <li>・教育・保育施設等利用定員(案)について</li> <li>・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について</li> </ul>
令和元年度 第 1 回会議	7 月 23 日(火) 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について</li> <li>・堺市子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度進捗状況及び第 2 期計画の目標事業量について</li> </ul>
令和元年度 第 2 回会議	10 月 15 日(火) 午前 10 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 骨子案について</li> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 教育・保育施設の量の見込みと確保方策について</li> </ul>
令和元年度 第 3 回会議	11 月 11 日(月) 午前 10 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て総合プラン(第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画)素案について</li> </ul>
令和元年度 第 4 回会議	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 会議を中止。会議資料 送付による委員の意見 聴取。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て総合プラン (案) について</li> <li>・教育・保育施設等利用定員 (案) について</li> </ul>

## 5. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進するため、堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、子ども青少年育成部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域教育支援部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

## 6. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会委員名簿

企画部長	子ども相談所長
市民生活部長	商工労働部長
人権部長	都市計画部長
男女共同参画推進部長	美原区役所副区長
生活福祉部長	教育委員会事務局総務部長
障害福祉部長	学校教育部長
健康部長	○地域教育支援部長
◎子ども青少年育成部長	学校管理部長
子育て支援部長	

※令和2年3月1日現在

※◎は委員長、○は副委員長

## 7. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会開催経過

	日 時	内 容
平成 30 年度 第 1 回会議	8 月 20 日(月) 午前 10 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について</li> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
平成 30 年度 第 2 回会議	11 月 12 日(月) 午後 3 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について</li> </ul>
平成 30 年度 第 3 回会議	平成 31 年 3 月 14 日(木) 午後 1 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育 量の見込み及び確保方策の実績について</li> <li>・教育・保育施設等利用定員(案)について</li> <li>・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について</li> </ul>
令和元年度 第 1 回会議	7 月 8 日(月) 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について</li> <li>・堺市子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度進捗状況及び第 2 期計画の目標事業量について</li> </ul>
令和元年度 第 2 回会議	新型コロナウイルス 感染拡大防止の ため会議を中止。会 議資料送付による 委員の意見聴取。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て総合プラン（案）について</li> <li>・教育・保育施設等利用定員（案）について</li> </ul>

## 堺市子ども・子育て総合プラン

### (第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)

※本事業計画の本文に記載している所管は令和2年3月時点のものです。

編集・発行 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課

---

教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp

<堺市行政資料番号 1-F3-20-0012>